

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

保安林の指定

(飛騨農林事務所)

ページ

号外(一) 平成二十四年六月九日

## 告示

岐阜県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 保安林の所在場所

飛騨市宮川洞字サイノカミ四〇八の八五、四〇八の八六、四〇八の八九、四〇八の一一七

### 二 指定の目的

魚つき

### 三 指定実施要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字サイノカミ四〇八の八九、四〇八の一一七

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十四年六月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社